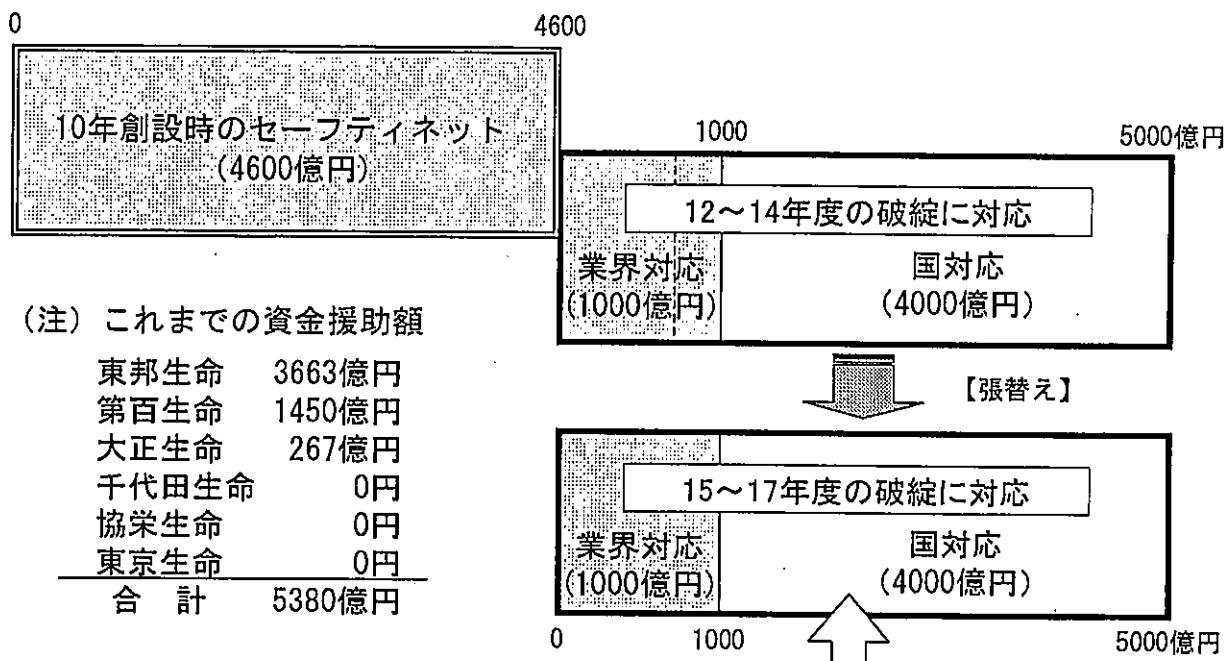


保険業法の一部を改正する法律案

生命保険のセーフティネットの整備

平成15年度から17年度までの破綻について、改めて、
5000億円(業界対応分:1000億円、国対応分:4000億円)
のセーフティネットを整備



その他の法改正

- ①相互会社への委員会等設置会社制度の導入(株式会社には14年商法等改正により導入)
 - ②株式会社化に関する制度整備(基金の現物出資等)
 - ③中間業務報告書の作成の義務づけ
 - ④保険会社の業務範囲の拡大(資金の貸付の代理等)
 - ⑤保険募集人等の登録手続の簡素化
- ※ ①～③については、金融審議会第2部会中間報告(平成13年6月26日)関係
 ④、⑤については、規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)関係

保険業法の一部を改正する法律案の内容

(生保セーフティネットの整備以外の法改正項目)

① 相互会社への委員会等設置会社制度の導入【金融審中間報告（13.6.26）関連】

⇒ 経営に対する適切な自己規律が確保されるよう、平成14年の商法等改正において保険株式会社について導入（15年4月施行）された委員会等設置会社制度等を保険相互会社についても導入し、社外取締役の拡充等を図る。

② 株式会社化に関する制度整備【金融審中間報告（13.6.26）関連】

⇒ 株式会社化スキームの積極的な活用を促す観点から、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行う。

具体的には、組織変更時の①基金の償却の特例（基金の現物出資の認容）、②取締役等のてん補責任の免除（純資産額が社員への割当株式の発行総額に不足する場合のてん補責任の免除）等について盛り込む。

③ 中間業務報告書の作成義務づけ【金融審中間報告（13.6.26）関連】

⇒ 保険会社の財務状況を適時に把握するため、銀行等に義務づけられている中間業務報告書の作成・提出を、保険会社に対しても義務づける。

④ 保険会社の業務範囲の拡大

【規制改革推進3か年計画（再改定）（15.3.28閣議決定）関連】

⇒ 保険会社の業務について、他の金融機関との連携のニーズが高まっていることを踏まえ、他の金融業を行う者の業務の代理・事務の代行を付随業務として規定する。

具体的には、貸付の代理（銀行等との協調融資における幹事業務等）を想定（府令委任事項）。

⑤ 保険募集人等の登録手続の簡素化

【規制改革推進3か年計画（再改定）（15.3.28閣議決定）関連】

⇒ 事務負担の軽減を図るため、保険募集人等の「住所」の登録・届出を不要とし、「生年月日」を登録・届出事項とする。（現在、生命保険募集人や、損害保険代理店の役員・使用人については、住所の変更の都度、登録・届出が必要。）

超低金利が継続する中で、「逆ざや」問題を解決し保険契約者の保護を図るための制度として、保険会社・保険契約者間の自治的な手続きにより、契約条件を変更する仕組みを整備する。

保険会社からの契約条件変更の申出

- ・契約条件の変更を行わなければ、保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合

- ・必要があれば、経営改善努力を促すため、報告徵求、業務改善命令を実施



行政当局による申出の承認

- ・保険会社からの申出を受け、契約条件変更手続きに入ることが適当であれば、承認

解約の停止命令

- ・期限を付して解約の停止等を命令



保険会社による契約条件の変更案の作成

- ・保険会社は、契約条件の変更案を作成（ただし、責任準備金のカットは不可。予定利率引下げの下限は政令で規定。）
- ・総代会（株主総会）において変更案を決定（特別決議（3/4（2/3）以上の賛成））

- ・変更対象契約者や総代等に対し、以下のような書類を事前に送付
 - ① 契約条件の変更がやむを得ない理由
 - ② 契約条件の変更の内容
 - ③ 変更後の業務及び財産の状況の予測
 - ④ 基金・劣後ローンの取扱い（基金に係る債務の免除について必要な法的手当てを行う）
 - ⑤ 経営責任に関する事項 等



行政当局による契約条件の変更案の承認

- ・行政当局は、必要に応じ保険調査人による調査を実施（保険契約者の権利が不当に害されていないか等をチェック）

- ・将来金利が上昇した場合等において変更対象契約者に対し利益を還元する方針は定款に記載



変更対象契約者による異議申立（1ヶ月以上）

- ・変更対象契約者に対し、必要な資料を送付
- ・引下げについて変更対象契約者から異議を受付け（変更対象契約者の1/10を超える異議がある場合、引下げは否認）



契約条件の変更の公告/変更対象契約者への通知

解除

平成 14 年 3 月 19 日
金 融 庁

銀行等における保険商品の窓口販売について

1. 銀行等における保険商品の窓口販売は、次の商品を対象として、平成 13 年 4 月 1 日から開始されたところ。

- 住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・
信用生命保険
- 海外旅行傷害保険

(注) 住宅ローン関連の信用生命保険は、窓口販売を行う銀行等の子会社・兄弟会社である保険会社の商品に限定されている。

上記解禁の際、対象保険商品の拡大等については、実施状況をみながら更に検討を行い、平成 13 年度中に改めて結論を得ることとされていた。

2. これを受け、今般、利用者利便の向上、販売チャネル間の競争の促進、保険契約者保護等の観点から検討を行った結果、以下のとおり見直すこととし、今後、パブリック・コメント等の手続を経て、所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 次の保険商品を窓口販売の対象として新たに加える。

- 個人年金保険（定額、変額）、財形保険、
年金払積立傷害保険、財形傷害保険

(2) 現在、銀行等が窓口販売できる住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険については、対象物件が専用住宅であるものに限られているが、これに店舗併用住宅を加える。

(3) 現在、住宅ローン関連の信用生命保険は、窓口販売を行う銀行等の子会社・兄弟会社である保険会社の商品に限定されているが、この規制を撤廃する。

3. 今回の規制緩和に併せて、以下のような弊害防止措置等の充実を図ることとする。

- 銀行等が保険商品を販売する際に、保険商品を購入しないことが他の取引に影響を及ぼさないことについて、顧客への説明がなされるための措置を講じる。
- 銀行等が変額個人年金保険を販売する際に、融資を受けて保険料に充てた場合、当該商品が元本割れすると、借入金が残ることについて、顧客への説明がなされるための措置を講じる。
- 銀行等が住宅ローン関連の信用生命保険を販売する際に、住宅ローンの返済に困ったときの相談窓口（当該銀行等の内部及び外部の相談窓口）について、顧客への説明がなされるための措置を講じる。
- 銀行等の内部でマニュアルを策定して研修を実施するとともに、内部検査を行うなど適切な募集体制を整えることを求める。
- 銀行等による保険商品の窓口販売の際に発生したトラブルについて、保険業界に設けられた紛争処理の場で解決を図る場合には、募集を行った銀行等にもその場への参加が義務付けられるようにする。

4. 上記2. 及び3. の措置を平成14年10月1日から実施する。

5. なお、対象商品の更なる拡大については、平成14年10月1日以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得ることとする。

（以上）